

平成29年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県及び栃木県における宿泊客を増加し、茨城空港の就航先からの観光誘客を促進するために、新しいテーマの宿泊旅行商品の造成経費の一部を助成することにより、魅力ある旅行商品の造成を促し、茨城県及び栃木県への新たな旅行需要の創出を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要項による助成の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社等とする。

(助成要件)

第3条 この要項による助成は、次の各号の要件をすべて満たし、いばらき・とちぎ広域観光推進協議会会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

- (1) 茨城空港就航先（国内）を起点としたツアーで、平成30年3月31日までに実施すること。
- (2) 茨城空港発着の航空便を利用（片道の利用を含む。）すること。
- (3) 茨城県、栃木県のどちらか一方の県内において1泊以上の宿泊利用があり、かつ、他方の県内において食事1回以上の利用あるいは1泊以上の宿泊利用があること。
- (4) 募集型企画旅行商品又はツアー参加者（実績）が15人以上の受注型旅行商品であること。
- (5) いばらき・とちぎ広域観光推進協議会が指定するアンケートを参加者に対して実施すること。
- (6) 茨城県内又は栃木県内の新たな魅力を体験できるツアーなど、新規性・独創性の高いツアーであること。
- (7) 同テーマでの商品造成の取組を継続的に実施していく方針・熱意を持っていること（今回だけの取組にならないこと）。
- (8) 国、県その他の団体から同種の助成等を受けていないこと。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成金の額は、ツアー参加者1名につき下表のとおり助成する。ただし、1旅行商品につきそれぞれ下表に定める金額を限度額とする。

| 区 分 | 1名あたりの助成額 (1旅行商品あたりの上限額) |
|---|-----------------------------|
| 茨城県、栃木県のどちらか一方の県内において1泊以上の宿泊利用があり、かつ、宿泊利用のない県内においては食事1回以上の利用がある場合 | 3,000円 (30万円/1商品) |
| 茨城県又は栃木県の両県にそれぞれ1泊以上宿泊する場合 | 5,000円 (40万円/1商品) |

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、平成29年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、原則としてツアー催行日前14日以前に、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請書等を審査し、適当と認めるときは、平成29年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(旅行商品の変更承認)

第7条 前条の助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(終了報告及び助成金の請求)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して14日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、平成29年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業終了報告書(様式第4号)及び請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付総額が本年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(関係書類の保管等)

第12条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。